



**PERSEKUTUAN MAJIKAN-MAJIKAN MALAYSIA
MALAYSIAN EMPLOYERS FEDERATION**

**マレーシアにおける
移民労働者の公正な雇用
および
強制労働の撲滅**

**MEF（マレーシア経営者連盟）法務・労使関係部次長
V. ナンタクマール氏
2024年12月12日**

国別・業種別有効外国人労働者数 (2023年9月30日現在)

番号	国籍	業種																合計	割合 (%)
		製造業		建設業		サービス業		プランテーション		農業		家庭内労働		鉱山業		小計			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
1	BANGLADESH	191,021	126	285,833	444	80,831	354	30,482	26	26,380	122	31	39	150	0	614,823	1,121	615,944	33.81
2	INDONESIA	19,177	65,543	75,405	5,841	15,487	10,419	120,564	24,615	34,343	12,903	332	56,937	69	1	256,477	179,264	444,741	24.41
3	NEPAL	204,752	9,363	8,760	20	93,832	117	7,183	9	12,583	127	25	42	19	0	327,569	9,572	337,237	18.51
4	MYANMAR	80,514	25,425	11,900	319	14,996	3,097	991	114	2,914	477	3	77	43	0	111,354	30,509	141,873	7.79
5	INDIA	4,281	152	10,649	167	46,652	804	30,057	505	12,835	643	43	1,380	2	0	104,578	3,001	108,177	5.94
6	PAKISTAN	5,172	34	27,319	64	10,963	151	5,388	20	20,689	71	4	19	2	0	59,437	263	69,796	3.83
7	PHILIPPINES	2,583	308	1,697	92	2,048	1,006	8,525	3,297	2,127	1,273	74	29,764	7	1	17,071	35,741	52,812	2.9
8	THAILAND	61	23	243	20	5,311	5,371	127	69	5,192	237	3	345	0	0	11,237	6,065	18,002	0.99
9	VIETNAM	1,596	3,130	1,079	362	523	1,260	22	55	2,158	425	0	3,567	0	0	5,309	3,819	14,188	0.78
10	CAMBODIA	149	222	105	49	82	147	44	29	4,095	43	3	920	0	0	4,469	1,413	5,834	0.32
11	SRI LANKA	1,836	667	345	28	1,410	174	117	25	235	52	11	872	0	0	3,954	1,810	5,772	0.32
12	CHINA	470	35	3,012	205	620	1,156	0	0	0	0	0	30	8	0	4,110	1,430	5,543	0.3
13	LAO PDR	2	3	4	1	5	15	0	0	1,578	2	0	34	0	0	1,589	55	1,644	0.09
14	UZBEKISTAN	0	1	1	1	3	5	1	1	0	1	0	1	0	0	5	10	15	0.00
15	KAZAKHSTAN	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2	0.00
	小計	511,614	107,048	426,407	7,613	272,663	24,096	203,601	23,765	126,526	18,401	525	34,028	343	2	1,541,680	279,953		
	合計	618,662		434,020		296,366		232,365		144,927		94,554		345		1,821,633		1,821,633	100.00%
	割合 (%)	33.96%		23.83%		16.29%		12.76%		7.95%		5.19%		0.02%		100.00%			

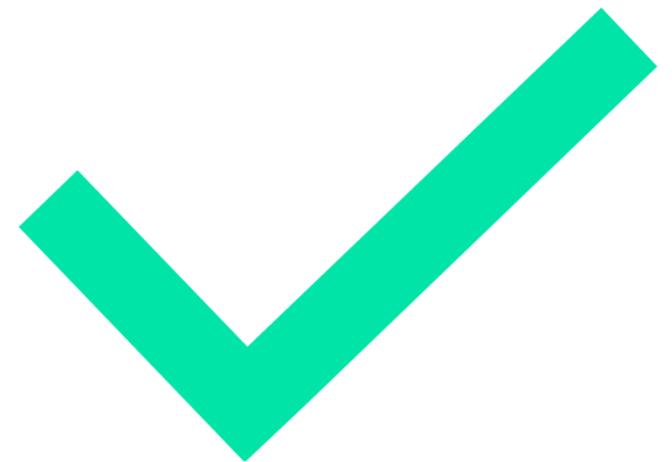
- 人材派遣会社が移民労働者の状況について当局に定期的に報告する要件の厳格化
- 人材派遣会社に対する制裁措置の厳格化
- 現行のデジタル人材派遣システムを改善し、人材派遣詐欺を減らす。
- 人材紹介手数料は、労働者ではなく雇用者が負担しなければならない。これは、移民労働者が債務を負う事例を削減・排除するためである。
- 移民労働者の派遣元国政府との公正な雇用に関する協力を強化・拡大する。
- 従業員による法的・苦情処理メカニズムを改善する。1955 年雇用法および 1981 年民間職業紹介業法の改正



倫理的採用



研修と認証



書類と契約の検証



公正な雇用における主要原則 強制労働に関する国家行動計画 (NAPFL) 2021~2025

NAPFLの戦略目標

- 2025年までに、人材派遣会社と従業員の関与を通じて、強制労働に関する知識ベースと認識・理解を改善する。
- 強制労働に関する法令遵守と執行を改善する。
- 雇用慣行を含む移民管理を強化する。
- 強制労働の被害者に対し、救済・支援・保護サービスや強制労働を防止するシステムへのアクセスを改善する。

強制労働撲滅に向けたマレーシアのコミットメント

- **法的枠組みの改善（2022年以降）**
- 2022年3月 – マレーシアは、1930年の強制労働条約を禁止する2014年の国際労働機関（ILO）第29号議定書を批准し、人身売買を含む強制労働との闘いにおいて、法定およびその他の法的措置を講じるというコミットメントを新たにした。

法的枠組みの改善（2022年以降）

- 人身売買・移民密輸防止（改正）法（ATIPSOM）の改正（2022年）
--→ 被害者中心を重視したアプローチ。「人身売買」の定義を拡大。より重い禁固刑と罰金。
- 雇用（改正）法（EA）の改正（2022年） --→ EAの第90条Bには、雇
用者による強制労働の犯罪、差別に関する規定、セクシュアル・ハラスメントに関
する苦情処理メカニズムが追加された。最高刑は2年の禁固刑、10万マレーシ
ア・リングットの罰金、またはその両方である。

画期的な判例 – グッドイヤー・マレーシア社 外国人労働者の権利に関する判決

アイリ・ラックスマン・シン他 対 グッドイヤー・マレーシア社 [産業裁判所裁定2021年第1154号]

- 産業裁判所は、マレーシア人従業員に支給されるシフト手当、年次賞与、昇給を同社が差別的に奪っていたと認定し、100人以上の請求者に有利な判決を下し、給与の返還を命じた。
- 裁判所は、外国人・移民労働者は、彼らが組合に加入しておらず、同様の地位にある現地従業員より劣る雇用契約を締結していたとしても、現地従業員と同等の権利を有すると判断した。

- 2020年、マレーシアは米国政府の人身取引監視撲滅局（TIP）の第3階層の監視対象国リストに掲載された。その理由として、欺瞞的な雇用慣行、パスポートの差し止め、休暇の取得不能、過剰な労働時間、代替契約、賃金の違法控除、劣悪な生活環境などが報告されている。
- 2023年、マレーシアは第2階層の監視リスト対象国に格上げされた。

雇用主が直面する8つの主要課題

政府や人材派遣会社に支払う
賦課金やその他の費用を含む、
高額な採用コスト

関係者との事前協議なし
に行われる方針や手続きの
変更

強制労働に対する認識の欠如

長くて複雑な採用プロセス

人材派遣会社による操作

デジタル採用の民営化と独占

高い離職率

苦情処理メカニ
ズムが利用でき
ない

強制労働に関する
国家行動計画
(NAPFL)
2021～2025

- 2025年までに強制労働事件を減少させる。
- 2030年までにマレーシアにおけるあらゆる形態の強制労働を撤廃する。

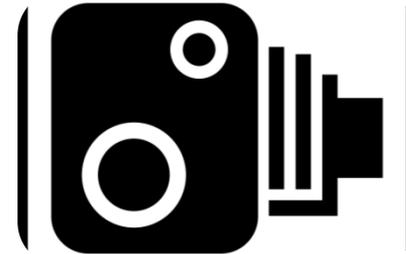
政府への提言



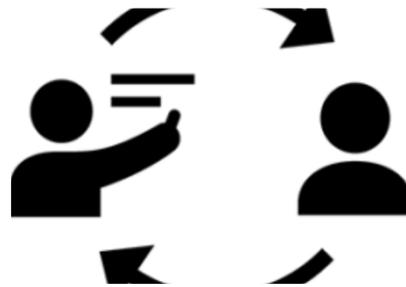
政策と規制



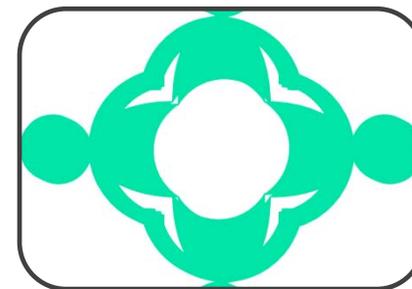
二国間協定



監視と執行



情報発信



出入国管理



公正な雇用慣行



透明性



啓発と教育



アドボカシー

(意見表明の支援や擁護、
代弁をする)



支援サービス

